

四日市市告示第537号

四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 元年10月1日

四日市市長 森 智広

四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱（昭和54年四日市告示第150号）
一部を次のように改正する。

改正後	
別表	
補助金の交付の対象	補助対象額
危険住宅の除却等に要する費用	補助対象経費から国の補助金等を控除した額
危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用。	の2分の1以内とする。 ただし、限度額は交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業における表イ-16-(12)-1 がけ地近接等危険住宅移転事業に係る限度額等に規定する限度額とする。

改正前	
別表	
補助金の交付の対象	補助対象額
危険住宅の除却等に要する費用	1戸当たり802千円を限度とする。
危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用	1戸当たり4,150千円（建物3,190千円、土地960千円）を限度とする。 ただし、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については、1戸当たり7,227千円（建物4,570千円、土地2,060千円、敷地造成597千円）を限度とする。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

(都市整備部建築指導課)